

県内大学等への進学者応援事業制度の広報業務 委託仕様書

1 目的

- ・県内大学等への進学応援事業制度に関する分かりやすい動画を制作し、テレビやY o u T u b e での動画広告、S N S（インスタグラム等）、各イベントなどあらゆる機会を活用し発信・放映することにより、県民に制度の情報を伝え、県内大学等への進学を後押しするとともに、事業の対象者への周知を図る。

2 委託期間

- ・契約日から令和7年10月31日（金）

3 委託上限額

5, 8 0 0, 0 0 0 円（消費税および地方消費税を含む。）

4 委託業務の内容

（1）動画制作

- ・年間1本 1本当たり再生時間：15秒～30秒
- ・県が提出する企画に基づき、以下のパターンにより動画の制作を行う。
フリップを含む動画
静止画を紙芝居のように切り替えながら、単調にならないよう演出を工夫しつつ、ナレーションとBGMにより仕上げる。
- ・全編HD（High Definition＝高精細）で制作すること。
- ・聴覚障がい者に配慮し、スーパーでのフォローを行うこと。
- ・BGMなどの音楽は、著作権フリーの音源を使用すること。
- ・成果物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利は県に帰属するとともに、県および県が指定する第三者に対し、成果物の著作権人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。
- ・成果物や素材映像はSDカード等により県に提出すること。
- ・Y o u T u b e での動画広告配信を意識し、冒頭の5秒間でスキップされずに視聴継続してもらえるよう、効果的に視聴者の関心を引く工夫等を行うこと。

（2）Y o u T u b e での動画広告配信

- ・県内に在住し、Y o u T u b e を閲覧する人に向けて、上記（1）で制作した動画を用い動画広告を配信すること。
- ・動画広告の種類はインストリーム広告とする。
- ・配信にあたっては、視聴者の属性（年齢、性別、居住地、嗜好等）や配信時間の選定を行うこと。

- ・動画広告の視聴結果に基づき、視聴者の傾向や今後の動画広告の配信について分析・提案すること。

(3) テレビ広告配信

- ・県内に在住し、テレビを閲覧する人に向けて、上記（１）で制作した動画を用い動画広告を配信すること。
- ・テレビ局の選定および選定したテレビ局と調整し、契約を結ぶこと。
- ・契約にあたっては、ターゲット層である学生や保護者に発信することを踏まえて、放送時間、放送本数および放送期間を設定すること。
- ・CMの種類はスポットCMとする。

(4) 自由提案

- ・「４ 委託業務の内容」の（１）～（３）と重複のない効果的な企画を提案すること。
- ・手法、内容、タイミング等は自由とする。

５ 業務工程表等の作成

- ・受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、委託者の承諾を得ること。

６ 委託者との協議等

- （１）本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。
- （２）受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。

７ 実績報告

- （１）受託者は、本業務が終了したときは、委託契約書第６条第１項の規定に基づき、速やかに次の事項を記載した実績報告書を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。

- ・契約件名
- ・契約期間
- ・委託業務完了年月日
- ・実施した委託業務の概要

※本仕様書の「３ 委託業務の内容（１）～（４）」の項目ごとに実施内容が分かるように記載すること。

- ・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）
- ・その他、事業実施に係る補足説明資料

- (2) 受託者の責に帰すべき理由による実績報告書の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

8 成果物

- ・本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、事業実施に際して作成した成果物（音声、映像、画像等）にあってはそのデータ）を作成後速やかに県に提出すること。

9 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず、委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (7) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。